

諮問日：平成31年3月15日（平成30年度（情）諮問第34号）

答申日：令和2年8月24日（令和2年度（情）答申第9号）

件名：東京地方裁判所における特定人の身柄拘束等に関与している裁判官の氏名  
が分かる文書の不開示判断（存否応答拒否）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

特定人の身柄拘束，接見禁止決定及び保釈請求に関与している裁判官の氏名  
が分かる文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し，東  
京地方裁判所長が，その存否を明らかにしないで不開示とした判断（以下「原  
判断」という。）は，妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は，苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事  
務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し，  
東京地方裁判所長が平成31年2月7日付けで原判断を行ったところ，取扱要  
綱記第11の1に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第11の4に定める諮  
問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

特定人に関する身柄拘束，接見禁止決定及び保釈請求（以下「身柄拘束等」  
という。）は，東京地方裁判所又は東京地方検察庁によって公にされている事  
実であるから，行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」とい  
う。）5条1号に定める不開示情報に相当しない。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示の申出の内容からすれば，本件開示申出文書の存否を明らかにする  
と，特定の個人の身柄拘束等の事実の有無が公になる。この情報は，法5条1  
号に規定する個人識別情報に相当する。

この点について，苦情申出人は，当該特定の個人の身柄拘束等は，東京地方

裁判所又は東京地方検察庁によって公にされている事実であるから、法5条1号に定める不開示情報に相当しない旨主張する。しかし、当該特定の個人の身柄拘束等に関する報道は、報道機関の責任において当該報道がされたものであり、それをもって、上記情報が「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とはいえない。

そうすると、本件開示申出文書につき、その存否を明らかにしないで不開示とした原判断は相当である。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- |   |            |                     |
|---|------------|---------------------|
| ① | 平成31年3月15日 | 諮問の受理               |
| ② | 同日         | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年4月9日     | 苦情申出人から意見書及び資料を收受   |
| ④ | 令和元年7月19日  | 審議                  |
| ⑤ | 同年8月23日    | 審議                  |
| ⑥ | 同年12月20日   | 審議                  |
| ⑦ | 令和2年1月24日  | 審議                  |
| ⑧ | 同年7月17日    | 審議                  |
| ⑨ | 同年8月21日    | 審議                  |

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示の申出の内容からすれば、本件開示申出文書の存否を明らかにすると、特定人の身柄拘束等に関する事実の有無が公になり、したがって、この情報は法5条1号に規定する個人識別情報に相当すると認められる。
- 2 苦情申出人は、報道機関による報道を主な根拠として、特定人の身柄拘束等は東京地方裁判所又は東京地方検察庁によって公にされている事実である旨を主張し、これに対して、最高裁判所事務総長は、当該特定人の身柄拘束等に関する報道は、報道機関の責任において当該報道がされたものであり、そのこと

をもって、上記情報が法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえない旨説明する。

この点につき、刑事事件に関しては被疑者名等が捜査機関において報道発表されることがあり、これは、裁判の公開と同様、司法手続に対する信頼を確保することなどの基本的な理念に基づき実施されているものであって、その限度において当該被疑者は一時的にプライバシーを公にされるなど一定の不利益を受けることとなるが、それを超えて、個人の名誉や信用に直接かかわる個人情報である刑事事件の被疑者として捜査機関による強制捜査を受けたという事実の有無及び内容が、いかなる場面及びいかなる時点においても一般的に公表されるべきものであるということとはできない。

また、特定の刑事事件に関する被疑者名等の情報が新聞等で報道され、そのことにより、当該情報が一時的に公衆の知り得る状態に置かれたとしても、これはあくまでも報道機関がした各自の取材の結果に基づき、当該報道機関の報道に関する方針等に沿ってそれぞれ報道されたものにとどまるから、そのことをもって、当該情報が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当することになるとはいえない。

以上によれば、特定人の身柄拘束等の事実の有無に関する情報について、法5条1号ただし書イに掲げる情報に相当する事情があるとはいえない。

したがって、苦情申出人の上記主張は採用できない。

そのほか、法5条1号ただし書ロ及びハに掲げる情報に相当するような事情も認められない。

よって、本件開示申出文書については、その存否を答えるだけで法5条1号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められる。

- 3 以上のとおり、原判断については、本件開示申出文書の存否を答えるだけで法5条1号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長            高   橋            滋

委            員            門   口   正   人

委            員            長   戸   雅   子